

(30) 中小企業補償融資事業補助金	
【担当部署】 企画課商工観光係 【電話番号】 0167-44-2133	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の中小企業等の振興発展並びに経営の安定合理化を促進するため、事業者に対し、補償付融資等を斡旋することにより、事業資金融通の円滑化を図ることを目的に利子補給を行う ・ 短期資金、中期資金、長期資金の利子補給は、当該年度において支払われる利子に係る元金に対し年利3%以内の割合で計算した額 ・ 長期資金は、保証料を負担する ・ 短期資金 ～ 融資枠 1千万円以内 期間2ヶ年（一時払い3ヶ月）以内、融資最高額 1口200万円 ・ 中期資金 ～ 融資枠 4千万円以内 期間7ヶ年以内、融資最高額 1口300万円、据置期間 1ヶ年以内 ・ 長期資金 ～ 融資枠 5千万円以内 期間10ヶ年以内、融資最高額 1口500万円、据置期間 1ヶ年以内 	
【補助対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者で企業の経営合理化のため資金を要する者 ・ 事業者で企業の維持発展に資金を要する者 	
【補助金額】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度は、短期資金・中期資金（融資利率 年3.25%）、長期資金（融資利率 年3.45%）に対し、利子補給額は、毎日の融資残高に対し、年率2.00%の割り ・ 長期資金 ～ 保証料の補助 	
【実施期間】 平成10年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業補償融資申込書 ・ 融資斡旋依頼書に保証人と共に必要事項記入 ・ 毎月20日迄に提出 ・ 信用調査書の添付 ・ 信用調査書の外、必要と認める書類 ※融資金融機関 旭川信用金庫 	
【交付までの流れ】 ① 交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込 ※提出先：中富良野町商工会へ直接持参	
【備考】 ・詳しくは、中富良野町商工会にご相談ください	